

三重県多面的機能の維持・発揮活動優秀活動賞表彰審査要領

(目的)

第1条 三重県多面的機能の維持・発揮活動優秀活動賞表彰要領（以下「表彰要領」という。）に基づく活動組織等の表彰を行うため、審査の方法など必要な事項を定める。

(審査員)

第2条 活動組織等の表彰審査を行うため、別表1に示す審査員をもって構成し、審査員長は、三重県農村地域資源保全向上委員長とする。

(推薦)

第3条 表彰要領第4条に基づく活動組織等の推薦は様式1及び様式2に示す推薦状により行うものとする。
2 推薦状には活動組織の別添概要（以下「概要」）を添付する。

(審査基準等)

第4条 審査員は、前条の推薦状及び概要等を吟味し、次の各号に定める項目の審査を行い、その項目毎に絶対評価により別表2に定める採用点数をつける。

【施設部門】

- 一 農業用施設の維持補修等作業の大部分を自主施工で実施しているか
- 二 当該活動が他の模範となるものであるか
- 三 施工後の施設を適切に維持保全しているか

【農村環境部門】

- 一 自然の豊かさ、美しい景観をもつ農村環境を地域ぐるみで維持保全しているか
- 二 当該活動が他の模範となるものであるか
- 三 今後の維持保全活動が継続できうるものか

【コミュニティ部門】

- 一 当該活動へのさまざまな団体による参加や参加者数が多いなど地域ぐるみの活動を実施している、または、当該活動に関する情報を積極的に発信し、広報、普及啓発を行っているか。
- 二 当該活動が他の模範となるものであるか
- 三 コミュニティの向上に繋がる活動が定着し、今後も継続できうるものか

【地域共同活動部門】

- 一 農地や農業用施設にかかる維持活動が点検・計画・実践の流れで地域共同活動として行われ、必要に応じて補修等作業を実施しているか
- 二 当該活動が他の模範となるものであるか
- 三 地域内での合意形成が定着し、将来にわたって継続できうるものか

(賞の決定)

第5条 審査員長は、前条による各審査員の採用点数の合計に応じて別表3により表彰する活動組織等を決定する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成20年12月18日から施行する。

この要領は、平成21年11月9日から施行する。

この要領は、平成24年11月1日から施行する。

この要領は、平成25年5月30日から施行する。

この要領は、平成26年10月15日から施行する。

この要領は、平成27年10月15日から施行する。

この要領は、令和6年9月9日から施行する。

別表1

三重県農村地域資源保全向上委員長

三重県農村地域資源保全向上委員（4名）
三重県農林水産部農業基盤整備・獣害担当次長
三重県土地改良事業団体連合会専務理事

別表 2

評 価	採用点数
非常に優れている	5 点
優れている	4 点
やや優れている	3 点
ふつう	2 点
多少の工夫を要する	1 点

別表 3

表彰の種類	表彰する活動組織
優秀活動賞 施設部門	<p>各部門毎に各審査員の採用点数の総合計が最高の活動組織とする。</p> <p>但し、同点の場合は審査員による多数決により決定するものとし、多数決でも決まらない場合は審査員長が決定する。</p>
優秀活動賞 農村環境部門	
優秀活動賞 コミュニティ部門	
優秀活動賞 地域共同活動部門	